

# 高齢者がいきいきと

# 安心して暮せるまちへ



にこにこメイトの  
マスコットキャラクター  
(にこちゃん、メイトくん)

高齢者への虐待は、当事者に虐待の自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族などに遠慮して隠していることなどから周囲に見えにくいものです。

また、他人が気づいたとしても口を出しにくいこともあります。

今回は、高齢者虐待に対して私たちができることや、町で行っている対策についてお知らせします。



平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されたから10年以上が経ちますが、国の報告では、高齢者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数は増加しています。

## 家庭で虐待があった場合

町が事実確認のための調査を行い、必要な場合は虐待を受けた高齢者を保護します。また、居宅介護サービスの提供や相談支援など、養護者を支える取り組みを行います。

## 高齢者にやさしい町を目指して、地域で暮らす私達ができること

誰もがいずれ高齢者になります。例えば認知症の方の徘徊なども、地域の方の目配りや助けがあれば、家族の心身の負担も軽くなるでしょう。

介護者も介護サービスを活用することに加え、できるだけ地域の方々にも情報を伝えるなど手助けを求めると気持ちも楽になります。

- 例えば…
- 普段から、あいさつを交わす
- 介護者をねぎらう、元気づける
- 見守り、最近姿を見ない、明かりがつかないなど



平成29年度の報告では、山形県内で157件が確認されています。町では、地域の方々をはじめ、介護施設や各関係機関と連携をとりながら、高齢者虐待防止の取り組みを推進しています。

## 高齢者虐待について

【虐待の種類】

身体的・心理的・性的・経済的な虐待、介護放棄（ネグレクト）などがあります。

## 【高齢者虐待防止法の目的】

虐待されている高齢者を守るとともに、虐待をしてしまう養護者（家族や虐待者）を支援すること、さらに高齢者虐待を未然に防ぐネットワークをつくるのが目的です。

## 高齢者虐待防止推進研修会を開催しました

10月19日(金)、三川町公民館を会場に高齢者虐待防止推進研修会を開催しました。

今回の研修では、「高齢者虐待についての正しい理解と対応」、「イライラした時に役立つストレスケア」の内容で実施したところ、住民の方をはじめ、介護施設職員や高齢者事業に協力しているボランティア、組織団体の方々など、47人の参加がありました。

第一部ではキャラバンメイト「にこにこメイト」の皆さんの寸劇を交えて高齢者虐待防止ワークショップについて解説しました。

第二部では、BTUストレスケアカウンセラーの竹俣紀孝さんを講師に、「こころの元気を育てる方法」と題しての講演と、ストレスを軽減するためのストレッチの実技を教えてくださいました。

### 【参加者実技風景】



講師の  
竹俣紀孝さん

### 【にこにこメイトの寸劇】



にこにこメイトさんの寸劇が素晴らしい、「こういうのが虐待なんだ」ということがわかった

### 【参加者の声】



ストレッチについてもっと学びたいと思った。実技も簡単なのに効果がすぐに現れるとても良いストレッチを聞いてよかった

## ○高齢者虐待の窓口は…

三川町地域包括支援センター（三川町役場 健康福祉課内）  
さあ ゴー なくそう ゼロへ みんなで いいまち  
☎ 0235 - 3 5 - 7 0 3 1

私たちにためらわずに  
お電話ください

※土日・祝日を除く 8時30分～17時15分  
※夜間・休日対応 ☎0235-66-3111

## 【通報する内容】

- ☞ 気づいたり、発見した日時
- ☞ 本人やその家族の情報（氏名、年齢、住所、家族構成など）
- ☞ 虐待と思った理由や状況（誰がどのようなこと）など



## 【相談・通報のポイント】

- 必ずしも虐待を行っていることが確定でなくてもかまいません。
- 通報の秘密は守られます。通報者の名前が周囲に漏れることはありません。
- 虐待を受けている高齢者本人が届け出ることもできます。
- わかる範囲でかまいません。

## 【高齢者虐待防止法第7条】

虐待を受けている高齢者を発見した人は、速やかに市町村に通報する義務があります。また、重大な危険が生じていない場合であっても、「虐待かもしれない」と思った時も通報するようにして下さい。